

日時：令和5年10月26日（木）17:00～18:30
 場所：三豊市役所危機管理センター 301・302 会議室

1. 開会

事務局 司会	<p>本日は、お忙しいところ三豊市成年後見制度利用促進審議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日進行を務めます、三豊市地域包括支援センター社会福祉士の神原と申します。定刻がまいりましたので、只今から「令和5年度三豊市成年後見制度利用促進審議会」を開催させていただきます。</p> <p>初めに、委員の交代をお伝えします。三豊市社会福祉協議会事務局長の人事異動により、前局長に代わりまして本年度より小野敬二様が就任されています。委員の任期は前任者の残りの任期とし、令和5年4月1日から令和6年1月31日までとなっております。委嘱状は小野様のお席にご用意しておりますのでご確認をお願いいたします。</p> <p>ここで、本日出席の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。ここで、本日の委員の出欠状況を確認いたします。委員総数12名のうち、出席委員12名、委員の半数以上の出席を得ておりますので、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条第2項の規定により、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議に先立ちまして、委員の皆さまに席順になりますが自己紹介をお願いいたします。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 70%;">三豊・観音寺市医師会理事</td> <td style="width: 30%;">大塚 智丈 様</td> </tr> <tr> <td>三豊市民生員児童委員協議会連合会 会長</td> <td>前田 昭文 様</td> </tr> <tr> <td>香川県弁護士会</td> <td>秋月 智美 様</td> </tr> <tr> <td>香川県司法書士会</td> <td>原田 祥一郎 様</td> </tr> <tr> <td>香川県社会福祉士会</td> <td>三瀬 誠 様</td> </tr> <tr> <td>三豊市介護サービス事業者協議会会長</td> <td>仁井 昌彦 様</td> </tr> <tr> <td>三豊市介護サービス事業者協議会理事</td> <td>筒井 達也 様</td> </tr> <tr> <td>三観地域自立支援協議会代表</td> <td>熊川 宏美 様</td> </tr> <tr> <td>四国学院大学 教授</td> <td>西谷 清美 様</td> </tr> <tr> <td>香川県社会福祉協議会 地域福祉部長</td> <td>十河 真子 様</td> </tr> <tr> <td>三豊市社会福祉協議会 事務局長</td> <td>小野 敬二 様</td> </tr> <tr> <td>三豊市社会福祉協議会法人成年後見等事業担当</td> <td>嶋田 真理子 様</td> </tr> </table>	三豊・観音寺市医師会理事	大塚 智丈 様	三豊市民生員児童委員協議会連合会 会長	前田 昭文 様	香川県弁護士会	秋月 智美 様	香川県司法書士会	原田 祥一郎 様	香川県社会福祉士会	三瀬 誠 様	三豊市介護サービス事業者協議会会長	仁井 昌彦 様	三豊市介護サービス事業者協議会理事	筒井 達也 様	三観地域自立支援協議会代表	熊川 宏美 様	四国学院大学 教授	西谷 清美 様	香川県社会福祉協議会 地域福祉部長	十河 真子 様	三豊市社会福祉協議会 事務局長	小野 敬二 様	三豊市社会福祉協議会法人成年後見等事業担当	嶋田 真理子 様
三豊・観音寺市医師会理事	大塚 智丈 様																								
三豊市民生員児童委員協議会連合会 会長	前田 昭文 様																								
香川県弁護士会	秋月 智美 様																								
香川県司法書士会	原田 祥一郎 様																								
香川県社会福祉士会	三瀬 誠 様																								
三豊市介護サービス事業者協議会会長	仁井 昌彦 様																								
三豊市介護サービス事業者協議会理事	筒井 達也 様																								
三観地域自立支援協議会代表	熊川 宏美 様																								
四国学院大学 教授	西谷 清美 様																								
香川県社会福祉協議会 地域福祉部長	十河 真子 様																								
三豊市社会福祉協議会 事務局長	小野 敬二 様																								
三豊市社会福祉協議会法人成年後見等事業担当	嶋田 真理子 様																								

	<p>また、本日は、高松家庭裁判所首席書記官の松岡正樹様と高松家庭裁判所観音寺支部庶務課長の山磨健一様、厚生労働省社会・援護局の細川良士様の三名の方に、オブザーバーとしてご参加していただいております。オブザーバーの方、自己紹介をお願いします。</p> <p>続きまして事務局より自己紹介させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三豊市健康福祉部長 藤田 ・三豊市健康福祉部福祉事務所福祉課長 内田 ・三豊市健康福祉部介護保険課長 橋村 ・三豊市地域包括支援センター長 大西 ・福祉課、地域包括支援センター社会福祉士 野島、池田、山中、若杉 <p>それでは、本日の出欠状況について確認させていただきます。委員総数12名のうち、出席委員12名。委員の半数以上の出席を得ておりますので、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条第2項の規定により、会議の開催要件を満たしておりますことをご報告いたします。</p> <p>なお、今回の会議に関しては議事録を作成いたします。議事録については、三豊市付属機関等の会議の公開に関する指針第10条及び第11条の規定によりまして、原則公開いたしますのでご了承のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>また、同指針第3条の規定により、付属機関等の会議は公開するものとなっており、傍聴者の受付をしましたが、現在、傍聴者はいらっしゃらないことを併せてご報告いたします。</p>
--	---

2. あいさつ

西谷会長	<p>西谷です。皆さんお忙しい時間にお集まりいただきましてありがとうございます。今日の資料の中に成年後見制度利用促進にあたり基本的な考え方、目標というような形でお示しをいただいておりますが、その中でどうしてもこれは1番大事にしたいと思いたすのが、本人を中心にするということです。制度やシステム化した際にどうしても本人を忘れてくるのが私たちの世界にありがちなのでこういう目標に沿って考える際に、障害があつたり、高齢期を迎え認知症であるなど一人ひとりの顔が見えるような状況でシステムが立ち上がっていくことが理想だと思います。ですから、皆さんのお知恵や経験を出していただきまして一緒に考えていただければと思います。よろしくお願いします。</p>
事務局 司会	<p>ありがとうございました。それでは、三豊市成年後見制度利用促進審議会設置条例第5条によりまして、会長のほうで議事を進めていただくということで、西谷会長、進行をよろしくお願いします。</p>

西谷会長	<p>それではお手元に配布されてあります審議会資料に沿って進行してまいりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>3. 議事事項について、中身については報告というような形になっていきますけども、(1) 第二期成年後見制度利用促進基本計画について事務局から説明をお願いします。</p>
協議事項 (1) 第二期成年後見制度利用促進基本計画について	
事務局	<p>三豊市地域包括支援センターの社会福祉士の池田です。よろしくお願いいたします。では、協議事項1の第二期成年後見制度利用促進基本計画について三豊市の状況とあわせて、国の資料を基に簡単にご説明いたします。</p> <p>資料は3ページですが、その前に制度について確認いたします。成年後見制度利用促進基本計画は、平成28年に制定された成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、全国どの地域でも成年後見制度を必要とする人が安心して制度利用できるような体制を目指して策定されたもので、平成29年から5年間を第一期、昨年、令和4年から5年間を第二期の計画期間としています。第二期基本計画では、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進のために、成年後見制度の利用促進にあたっての基本的な考え方として、○地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進、○成年後見制度の運用改善等、○司法による権利擁護支援などを身近なものにする仕組みづくりを目指しこの計画が策定されています。</p> <p>そこで資料3ページ下の段、第一期計画において課題となった点への見直しや改善について第二期計画で対応する内容が示されています。第二期の対応として、制度の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実、運用改善、後見人への適切な報酬の付与、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進等が挙げられています。</p> <p>4ページ目。地域共生社会の実現のための権利擁護支援のイメージ図です。図の一番下に両手で支えられているところをご覧ください。成年後見制度利用促進という言葉からのイメージでは、成年後見制度の利用者を増やすことと捉えられることもありますが、この計画は成年後見制度の利用者を増やすことが目的ではありません。基本計画の考え方としては、両手で支えられているイラストに示されているように、権利擁護支援とは、意思決定支援による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援であり、その人らしい生活を支えるための権利擁護支援の中の一つとして、成年後見制度の利用があります。イメージ図の中央付近にオレンジ色の楕円で示されていますように、高齢者・障害者・こども・生活困窮者、地域社会の見守り等の緩やかなネットワークなど様々な分野での支援ネットワークを重層的・多層的に含んだ権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、本</p>

人らしい生活を支え、社会参加ができる地域共生社会を実現しましょうということ。そのためには、地域のあらゆる支援のネットワークを活用できるよう体制を整える必要があるということです。

5 ページです。そこで国では成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策、成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実ということで、(1)制度の見直しに向けた検討と(2)総合的な権利擁護支援策の充実を掲げ、市町村や都道府県の権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを後押しすることで、新たな権利擁護支援策の構築に向けた実践や検討を進めています。

同じページの下段では、成年後見制度の在り方に関する研究会の概要を掲載していますが、この第二期計画にて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う旨が規定されたことから、成年後見制度(民法)を所管する法務省主導で研究会が設置され、制度改正に向けた検討が進められています。ここでは、記載されているような制度のスポット的利用の可否や、類型の在り方、後見人の柔軟な交代、報酬の在り方、任意後見制度の在り方などについて検討されているということです。成年後見制度の改正により、今後、例えば成年後見制度のスポット的利用になれば、この制度の利用後においても様々な場面で本人の意思決定を支援する人や親族後見人への支援体制も必要です。また、地域によっては専門職や後見人の担い手不足、地形的に支援者の移動が容易ではない場合などの課題もあります。それから、これまでの権利擁護支援策だけでは対応が難しかった、身寄りのない人が抱える多様な課題への対応というものもあります。そのためこのような実情に合わせた支援策の充実が必要ということです。

この民法改正でも議論になっている右上の(2)の赤枠で囲まれている部分は「持続可能な権利擁護支援モデル事業」となっておりますが、これらについては、昨年度から全国のいくつかの自治体で多様な主体の参画による連携や協力体制づくりに、モデル的に取組み、その効果や拡大に向けた課題等の検証が行われています。モデル事業については、後程、アドバイザーの細川さんからお話していただきたいと思っています。

6 ページ目です。目指すべき地域共生社会の実現のためには、何度も表現されている地域連携ネットワークの構築が必要ですが、その場面や取り組みについて具体的にどういことがこの表に示されています。これは、第一期からさらに整理されまして三つの場面で表されています。一つ目は制度の利用前、二つ目は申し立ての準備から後見人の選任まで、三つめは後見人の選任後というように分かれています。資料のページが飛びますが、13 ページをご覧ください。こちらは、三豊市においての同様の場面を表わしたものです。下の表ですが三豊市においては、この表のように福祉・行政・法律専門職と連携し、①制度利用前に

は、相談対応や権利擁護支援の説明、ニーズの精査、制度の適切な利用の検討や、他の支援へのつなぎ等を行います。つぎに②の申立ての準備から後見人の選任においては、権利擁護支援の方針を決めたり、課題を整理し必要な支援内容の検討を行ったり、適切な後見人候補者や選任形態の検討やマッチングを行ったりします。その後③後見人の選任後は、チーム開始の支援として、個別ケース会を行い、必要な支援内容や役割分担の確認を行ったり、その後の後見人等からの相談に応じたりしています。また、家庭裁判所とも必要時に、連絡や相談、県単位の連絡会などを通じて連携に取り組んでおります。

次の7ページです。第二期計画における市町村による協議会についてですが、権利擁護支援を行う3つの場面での支援や、地域連携ネットワークの機能を強化するための取り組みを協議します。これは新たに協議会を設置するのではなく既存のもの活用や、協議事項に応じて参加者を柔軟に追加・変更する個別の支援と、地域連携ネットワークの機能を強化するための取り組みを分けて協議するなどの工夫が求められています。三豊市で言いますと、これも資料、飛びまして31ページを見てください。三豊市における権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図になりますが、権利擁護支援チーム単位としては、個別ケースの対応ということで、地域ケア個別会議を利用したり、中核機関としては、市、市社協、県社協と相談・連携体制や専門職相談のネットワークの利用、受任者調整会などの開催をしています。協議会については、地域課題を協議する場として地域ケア推進会議を活用することができます。

また、この審議会においては、三豊市の成年後見制度利用の支援ができていないか、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点を持った運用がなされているか、後見人を支援する体制が整備されているかなどの取組状況の点検や評価等をしていただく場となっています。ご参加の委員の皆様の中には、この会以外で地域ケア個別会議や地域ケア推進会議、他いろいろな会への参加などのご協力をいただいておりますが、本日は委員の皆さまから提案やご意見等をこの後お伺いできたらと思っています。

8・9ページをご覧ください。第二期計画の工程表とKPI それからそこに記載されています優先して取り組む事項も一緒に確認してまいりたいと思います。工程表では都道府県と市町村が取り組む事項が記されていますが、第二期計画では、市町村よりも都道府県が実施する役割が多くなっています。都道府県が行うものとしては、担い手の確保・育成等の推進。都道府県による市長村長申立てに関する研修の実施、都道府県の機能強化、意思決定支援の浸透が挙げられています。市町村が行うものとしては、任意後見制度の利用促進、成年後見制度利用支援事業の推進、権利擁護支援の行政計画等の策定推進、地域連携ネットワークづくりがあります。9ページの優先して取り組む事項として、任意後見制度の利用促進については、三豊市としては、広報・周知がまだまだ足りて

	<p>いないと感じています。今後は、地域包括支援センターで行っているあんしん相談や出前講座などの活用や厚生労働省のポータルサイトに掲載されているパンフレットの活用をしていけたらと考えています。担い手の確保・育成等の推進については、この後、三豊市社会福祉協議会の嶋田委員からお話いただくようになっています。市長村申立ての適切な実施については、県が実施する研修会やかがわ後見ネットワーク等を活用した専門職相談を利用し、身寄りのない人や虐待事案等の市長申立ての検討や実施を行っています。地方公共団体による行政計画等の策定については、この後、社会福祉士山中から報告があります。都道府県の機能強化による地域連携ネットワークづくりの推進につきましても、香川県社会福祉協議会の十河委員からお話いただきます。</p> <p>10 ページ 11 ページは、後見人等は本人の自己決定権の尊重を図りつつ身上に配慮した後見事務を行うことが求められていることや、5 ページでお伝えしました新たな連携による生活支援・意思決定支援の検討として意思決定サポーターによる意思決定支援も検証されていることから、ここに資料として掲載しております。</p> <p>11 ページについては、先ほども申しましたように持続可能な権利擁護支援モデル事業について、後ほど細川さんから話が伺えたらと思っています。</p> <p>以上、簡単ではございますが、基本計画の概要と三豊市の現状をお伝えしました。具体的な数値や状況についてはこの後の協議事項で報告をいたします。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。説明いただきました範囲で何か質問等ございましたら、ご発言をお願いします、</p> <p>ございませんか。では、またあとでご発言いただきたいと思います。</p> <p>続きまして（２）三豊市における取組状況についてこちらの報告をお願いします。</p>
協議事項（２）三豊市における取組状況について	
・三豊市の概要と特徴	
事務局	<p>事務局よりご説明いたします。三豊市における取り組みの状況です。12 ページからのご紹介になります。総人口が 61,980 人で世帯数 26,274、65 歳以上の人口も 22,653 人となっております。成年後見制度の利用人数は 122 人です。また、令和 4 年の成年後見の報酬扶助については障害関係で 13 件、高齢者関係で 3 件申請がありました。今年度強化していったところですが、中核機関のチラシについて市内の関係機関や医療機関、調剤薬局、金融機関等にも配布させていただきました。この後の報告にもできてきますが、金融機関とも今年は連携が生まれています。また、相談件数と申し立て件数についても下のグラフになりますが、成年後見についての相談は実人数についても年々増加しております。</p>

	<p>す。市町村申立てについても増えているといった状況です。</p> <p>それでは、三豊市のケース概要についてご説明いたします。委員の皆様は別刷りの三豊市ケース概要をご準備ください。では、三豊市のケース概要の一部分を紹介させていただきます。(ケースの詳細は省略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、中核機関、家庭裁判所と連携し対応したケース ・日常生活自立支援制度から成年後見制度への移行となったケース ・成年後見制度の利用にならないケース ・受任者調整会を行い、後見ネット香川と市社会福祉協議会の複数受任となったケース ・金融機関との連携により日常生活自立支援事業に繋がったケース ・判断力の低下はみられないが、身体的な理由で金銭管理を必要とするケース ・成年後見人だけでは解決できないことへの支援（身元引受人、身元保証人、入院や入所中の緊急対応、死後事務など）について ・家族の支援はあるが、本人に認知症があり、定期預金の解約等ができないケース 等
事務局	<p>引き続き事務局の山中です。ケース概要の紹介については以上になりますが、三豊市の概要について付け加えて説明をいたします。三豊市成年後見制度の今後の計画についてご報告をいたします。資料の15ページをご覧ください。こちらは平成31年3月に策定いたしました三豊市成年後見制度利用促進基本計画の一部を抜粋したものになっています。この基本計画の期間は平成31年度から令和4年度までとなっております。令和4年度からの計画は単体では策定せず三豊市地域福祉計画、三豊市高齢者福祉計画、三豊市障害者福祉計画に統合していくことになっていました。次に資料16ページをご覧ください。16ページ以降は令和5年3月に策定いたしました三豊市地域福祉計画の権利擁護を推進する体制の整備の一部を抜粋したものになります。こちらは三豊市成年後見制度利用促進基本計画の内容を三豊市地域福祉計画が引き継いだ内容になっています。今後、三豊市地域福祉計画、三豊市高齢者福祉計画、三豊市障害者福祉計画の3つの計画を基に成年後見制度を中心に権利擁護施策を実施していくとともに権利擁護に関する三豊市の地域の実情や国や県の動向を見ながら計画の策定や見直しを行ってまいります。以上で三豊市の特徴と概要を報告させていただきます。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。それでは、只今の報告について何かご質問ありますか。</p>
筒井委員	<p>質問ですが、先ほどの資料の中に「成年後見人だけでは解決できないことへの支援（身元引受人、身元保証人、入院や入所中の緊急対応、死後事務などについて）」と具体的に記載されていますが、こういったこと</p>

	<p>に対してどういう支援を考えておられるのか教えていただけたらと思います。</p>
事務局	<p>これについては厚生労働省から、ガイドラインが出てきておりましてこれらを基にチームで解決をしていくようにしています。後見人では医療の同意などもできませんし、後見人だけが本人にとっての意思決定支援をしていくわけではなく、その時に関わっている専門職や民生委員などの意見を伺ったりして決めていくような支援体制になってくると思います。そのために、意思決定をふまえた後見事務のガイドラインや、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン、認知症の人の日常生活における意思決定支援ガイドライン、人生の最終段階におけるガイドライン、身寄りがいない人の入院及び医療に係る意思決定支援のガイドライン等が厚生労働省の方から出てきておりますのでそれらを基に決定していきます。特に医療機関等に関しましてはガイドラインを基に意思決定のガイドラインを活用していかないといけないということでマニュアルを作成しつつある病院もあるようです。このような方向での支援になると考えています。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございます。その他いかがでしょうか。</p> <p>今の質問の回答にあったように地域でネットワークを作りチームで対応していると、ケースによっては誰から支援されているのか分からなくなるということが起きているのではないかと思います。私の担当は誰なのかわからない、いろいろなサービスを使われているのでどこに何を言っているのか分からない。例えば支援者が1人の場合は分かりますが、連携やネットワークだとかえって分かりにくくなると当事者からの声を聞きますので、そのあたりをすっきりさせていくことも大事なのではないかと感じました。それでは他に特にないようでしたら次の議題に移りたいと思います。三豊市社会福祉協議会の権利擁護の現状について22ページからよろしくお願ひします。</p>
嶋田委員 (市社協)	<p>三豊市社会福祉協議会の嶋田です。手元の資料22ページをご覧ください。三豊市社会福祉協議会からは権利擁護事業の現状と課題についてお話をさせていただきます。はじめに日常生活自立支援事業についてです。こちらは皆さんご存じのとおり認知症高齢者や精神障害、知的障害などにより判断能力が徐々に低下したり、不十分なことに対して日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う事業になっております。こちらが平成30年度から令和5年度9月末までの利用状況です。令和元年から3年間の件数の方を見ますと増加傾向にあります。令和4年度は契約終了も多かったので減った時期もあるのですが、令和5年9月末現在での利用は56件です。本年度に入って新規契約の8件のうちの7件が認知症高齢者の契約になっております。</p> <p>続きまして、日常生活自立支援事業の契約終了理由についてのところ</p>

をご覧ください。こちらは本人と社協との契約ですので、解約をすることができます。どのような時に日常生活自立支援事業の契約が終了となったかといいますと、1つ目が成年後見制度への移行が1番多く13件です。内容としては施設や入所・病院入院が必要となった件が8件、定期預金解約や不動産管理など包括的な財産管理が必要となった件が2件です。それから消費者トラブル勧誘等の金銭トラブルが2件です。そして経済的虐待が1件という内訳になっています。2つ目が本人の死亡です。3つ目が自己管理です。実際にご自身で管理しますというような方もいれば、本人を通じてご家族からの支援を得られるようになった場合にも自己管理ということになります。4番目が入所先施設での管理で一部の施設で金銭管理をしてくれるところがありまして、そのような施設に入所した場合には施設に引継ぎを行います。5番目が他の市町の社協への引継ぎです。この事業は地域で安心して生活をおくる手伝いをする事業ですのでご本人が他市の施設に入所や転居した場合にはそちらの市町の社協へ引き継ぐこととなっています。6番目のその他は、事務手続き上いったん解約になった時や、ご本人が入所しており、自ら管理するのは難しいけれど、管理可能な親族がおられ、そちらに本人が依頼したことがありましたのでこちらにカウントしております。

次に下側の日常生活自立支援事業の契約に至らない相談状況についてです。1つ目の相談者の傾向についてですが、初めは包括や福祉課、ケアマネなど支援者から相談をされますが、本人の理解度が低かったり、利用自体に否定的な気持ちのままだと契約に至らず見送られてしまうことがあります。明らかに判断能力の低下がみられ成年後見制度の利用が適切と思われるようなケースや、初回相談時には支援者が気づかなかただけで実は、ご家族や親族が金銭管理を担っていたことがあったりまして、そういった際には契約に時間がかかるということがあります。

2つ目の相談内容の傾向ですが、成年後見制度の利用が適切であったり、通帳をお預かりしなくても自己管理でできますという方であれば、生活困窮者自立支援事業関連の家計改善支援という、ご本人の家計を確認しながら見直しを行って家計の再建を目指してく支援があるので、そちらを利用される方もいます。また、普段現金払いではなかった方に対し、口座振替の手続きをお手伝いすることで、自己管理が可能になった方もいます。

3つ目の契約に至らない理由は何かのところですが、本人の同意なしで契約することはできませんし、そこを納得していただくことがこの事業の一番大事なことにもなりますので、相談当初は契約に繋がらなかったけれども、状況が変わり再度相談があった際に契約に繋がることもあります。

次のページをめくってください。ここでは事例を紹介させていただきます

- ・ 8050 認知症の親と引きこもりの子
日常生活自立支援事業の契約になかなか繋がらないケース
- ・ 40 代母と子のケース
生活困窮者自立相談支援相談員へつながった後に家計改善支援事業を利用

事例は以上です。

次に 24 ページ下側の三豊市社協の法人成年後見等事業の現状についてです。こちら平成 30 年度から R5 年度 9 月末までのデータとなります。年度によって新規利用受任にばらつきがありますが、平成 30 年度より着実に受任件数は伸びています。令和 5 年度には日常生活自立支援事業のケースが 1 件法人後見に移行しましたのと、今年度 9 月に 2 件の方が終了いたしました。ですので、9 月末には 19 件という数になっております。この 9 月に終了になった 2 件の方は、お亡くなりになった際にご家族からの葬儀の協力は得られなかったもので、社協の方で葬儀や火葬の手続きを行いました。いつも心がけていることではありますが、生前にご本人の気持ちや意向、親族の意向を確認しておくことで、スムーズに進むのかなと思っています。

続きまして 25 ページになります。令和 4 年度フォローアップ研修です。こちらは三豊市から市民後見人養成事業の委託を受けて実施しています。令和 4 年度は市民後見人養成講座の修了者 10 名の方に対してフォローアップ講座を開催しまして、講師の方々の提供する事例を基に活動に向けたスキル習得に励みました。また研修とは別に日常生活自立支援事業の生活支援員、法人後見支援員として実績を積んでいただけるよう、実践活動の場を提供し活動を支援しました。令和 5 年度のフォローアップ研修ですが、今年度は今後の活動を広げていくために個別の面談を行いまして、現在 1 名の方が市民後見人としてステップアップをしていく予定になっています。

次に 26 ページをお開けください。最後になりますが、課題や今後の取り組みについてです。制度・事業の広報とありますが、まだまだ一般的には認知度の低い制度や事業ですので、必要としている人にどこまで届いているのかということや、必要としている人が適切に制度や利用できるように今後も福祉専門職、審議会含めての普及啓発は必要と感じております。また 2 つ目の担い手の確保の取り組みにもつながりますが、来年度は市民向けの成年後見制度についての講演会を実施して制度の理解と地域における新たな権利擁護の担い手を確保することを目的に実施していくことを検討しています。そして、三豊市の委託を受けて市民後見人養成事業を行っていますが、昨年までコロナ禍ということもありまして、施設や入院中の方の面会なども思うようにいかなかったこともあり

	<p>ましたが、そのような中でもフォローアップ研修を継続して支援活動にも熱心に取り組んでおられましたので、1名の方には市民後見人として活動していただくことを予定しております。</p> <p>3つ目は予防の取り組みとありますが、先ほどの事例でご紹介させていただきましたとおり、長年社会的に孤立してきたケースについての介入にはとても時間がかかりますし、何らかの制度利用につながる時には、深刻な状況になっていることがあります。今回の事例のように、高齢者の家族に引きこもりの子どもさんがいるということもあります。少し話がそれるのですが、先日民生委員やここにおられる熊川施設長と三豊市の引きこもり支援についてお話しする機会がありました。民生委員の中に教員のOBがいらっしゃったのですが、昔は子どもの意思はというより、学校に行かさないといけないという考え方で、周りがなんとか学校へ連れだそうとすることが多かったのですが、今の学校対応は大きく異なっており不登校の子に合わせて、遠足や校外学習などの参加したい時にだけ参加しても良いだとか、部活にだけ来られるのであればそれだけでも良い等柔軟な、子どもに寄り添った対応をしているという意見を聞くことができました。やはり現在引きこもり状態にある方は学生の頃から不登校だったケースも多く、この事例の長男も中学生の時から引きこもりの状態であった方です。結果はどうなるか分からないかもしれませんが、学校や行政など関係機関が不登校の子や親に対する支援を、その時その時で受け継いで理解を深める関わりを持ち、手厚く支援をしていくことで今後5年10年先の社会的孤立の予防につながるのではないかと感じます。</p> <p>そして4つ目の身寄りのない方・お金のない方への権利擁護支援につきましては、本日の協議内容にも出てきましたが、今、検討を進めていくべきことだと感じています。後見制度を利用する方でご家族から協力を得ることが難しい方については、死後事務の対応を後見人等が行います。しかし、後見制度に該当されない方は、当たり前ですが後見人がついていけませんので対応できる人がいません。死後事務のことや身元保証のこと等を全て後見制度だけでなく、行政や社協、各種専門職団体で取り組みながら、地域住民一人ひとりが大切にされ生まれてから亡くなるまでを安心して生活できるための支えや仕組みが必要だと感じています。</p> <p>「色々あるけれど三豊でいたらなんとかなるかな。」と感じてもらえるような仕組みがあればいいかなと思っています。最後になりますが、今後も皆さんと連携して様々な取り組みについて検討していければと思っています。三豊市社協からは以上です。</p>
西谷会長	<p>はい。ありがとうございます。それでは先ほどの三豊市社協からの話を伺いまして皆さんの方からご質問、検討事項ありましたらよろしくお願いします。</p>

原田委員	<p>質問ですが、成年後見制度と日常生活自立支援事業の併用というのは可能なのですが。それとも原則は成年後見制度を利用する場合は、日常生活自立支援事業の利用は使えないのですが。後見類型では考えにくいと思うのですが、保佐・補助類型では十分あり得るのかなと思いますし、おそらく在宅の方はそういった方はいらっしゃると思いますがどうなのでしょう。</p>
十河委員	<p>併用はできます。どの場合でも可というわけではなく、本人にとってどういう形が良いのかという検討は必要です。後見人ができるならば後見人にしていただくのが良いですし、地元の社協さんとのつながりが深く、それに移行するよりもしばらく併用して少しずつ後見人に引き継いでいく方もいれば、ずっと後見人が就いたまま社協の日常生活自立支援事業で関わらせていただくこともあるので一概にどっちという話ではなく、ケースバイケースで本人が安心できるよう協議しながら支援をしています。日常生活自立支援事業には審査会の機能がありますので、そこでケース検討や状況を後見人と話し合いながら進めていくようにしたいと思います。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。その他いかがでしょうか。</p> <p>困り感について思うことがあります。私たちは困ったなと思う人でも本人が困っていない場合取り付く島がないというか関わりづらく、その上に、嶋田委員が言われたように支援につながるまでに時間が随分かかってしまう場合があります。本来は、先ほどの予防の取組みというところで早くその方と関り、プロセスの中でサービスに繋がっていくのが良いと思います。それからよく、個と地域の具体的支援ということがあります。その人を支援することが地域の支援に繋がっていくこと。これからはこのようなことが大事だと思いながら話を聞いておりました。</p> <p>そうしましたら続けてまいりたいと思います。資料の27ページから香川県社会福祉協議会の十河委員さんの方からご説明をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。</p>
十河委員	<p>香川県社会福祉協議会の十河と申します。27ページ以降に記載させていただいております。報告が多くなり申し訳ありませんがよろしくをお願いします。県社協からは県内全域の動きと権利擁護支援の専門職団体にご協力いただきながらネットワークの構築について、昨年度もご報告させていただいた内容を含めてご報告いたします。</p> <p>29ページの下側をご覧ください。これは昨年度もお伝えしましたとおり、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会の皆さんにご協力いただいて県内全体でそれぞれの市町で権利擁護の仕組みを構築していくためのサポート体制とし、香川後見ネットワークという活動を継続して行っています。それぞれの専門職の皆さんにはこの太枠の中にある無料相談や</p>

講師派遣としてそれぞれの地域への専門職派遣への協力や地域担当制としてそれぞれ個別のケース検討の場に関わっていただくという仕組みを行っています。三豊市の場合もこの地域担当の先生にご協力をいただき、個別のケース検討に参加してもらっています。このような形で香川県では地域ネットワークを作っています。まだ作っている途中でありこれからまだまだ充実させていくことが必要だと思っています。

ページ戻りまして27ページには三豊市社協の嶋田さんからご報告のあった日常生活自立支援事業の県内全体の状況を記載しております。それぞれ昨年度のこの審議会で、高齢者、障害者の割合が香川県内で比較してどうなのかというお話もありましたので今年度は香川県とそれぞれの市町の状況を載せています。全体の状況としては上側の令和4年度末の状況の表のようになっています。高齢者、知的障害者、精神障害者の割合ですが、香川県は障害者の割合が全国平均に比べると多くなっています。28ページのところには同じ時期ではなく若干ずれていると思いますが、令和3年度の状況を載せています。高齢者より障害者の割合が増えてきていますが、認知症高齢者の割合が39.4%と1番高く、続いて精神障害者、知的障害者の利用となっています。

27ページに戻っていただくと、香川県では認知症高齢者の方と知的障害者の方の利用は同じ割合です。高齢者の利用は一時期増えていたのですが、令和元年に入ってから横ばいの状態、それに比べて知的障害、精神障害の方の利用は増えてきているというように思います。それぞれ市町の状況は下のグラフをご覧ください。地域の社会資源の状況や家族関係など色々な家族構成が色々影響するのかなと思うのですが高松市を見ていただきますと、高齢者の方より障害者の方の利用が高くなっています。それぞれの地域ごとに異なっています。例えば東かがわ市では高齢者の方の利用がとても多くなっています。これがずっと続くわけではなくこれから地域の状況が変わる中でこの利用状況も変わってくると思います。もちろん高松市の人口が多いので利用されている方の数も高松市の方が多いのですが、人口の占める割合は高松市が1番多いわけではないということがご覧いただくとわかるかと思えます。町としては土庄町と宇多津町の2か所が利用の割合としては増えています。理由としては家族状況の変化がみられるのではないかと思います。その後の課題のところでもご報告させていただこうと思います。

28ページ上側をご覧ください。各市町の市民後見人の養成に関する状況として、実は市民後見人の養成は増えています。しかし養成研修を受けたので、すぐに活動できるというわけではなく、実際の活動につながるまではここから更に時間がかかるかと思っています。地元の社協のご協力の下、日常生活自立支援事業や法人後見の支援員として活動されたのちに市民後見人として活動していくという流れになります。香川県では社協のバックアップの下に市民後見人の活動を進めていくという形に

なっていますが、他にも専門職団体の方のご協力やバックアップとして、市民後見人との複数後見になってもらう、市民後見人の後見監督人となってもらうなどいろいろな形で市民後見人への活動支援をいただきたいと思っています。そのため今のところは市民後見人の活動がどんどん膨らんでいくという状況ではないと思います。ただ市民後見人として後見等の受任だけが活動の全てではないと思っており、地域の中で権利擁護についての周知や広報活動にもご協力いただきたいと思っています。

それから 28 ページの下の課題のところですが、先ほど嶋田さんからお話のあった内容とほぼ同様のものを入れてあります。一人ひとりが大事にされる、お互いが大事にしあえる関係をどれだけ地域の中で作っていきけるかというところを考えています。

29 ページに課題として白丸三つを入れてあります。これは香川県だけではなく全国的な話になると思いますが、家族の規模が小さくなり、これまで家族で対応してきたことが、家族や親族の中だけで対応していくことが難しくなってきており、このことは身元保証や身元引受の話にもつながっていると思います。お葬式をどうするか、死後の事務をどうするかということもこういったことから派生しているのではないかと思います。それから、これまで地域を支えてくださっていた地縁組織や活動する人も減少しています。これも地域性があるかもしれません。

先ほど家族の規模が小さくなるとお伝えしましたが、家族の関わりが少ない人が増えてきていると思います。嶋田さんから身元保証の説明があったかと思いますが、日常生活自立支援事業は本人が解約するとか、亡くなると通帳をお返しするのですが、亡くなった後に預かっていた通帳が返せないという事案が香川県内でも増えているように思います。社協が預かったものを引継ぎできない状態になっています。こういう場合、日常生活自立支援事業で契約をいただいた方に関しては本契約とは別に特約という形で生前に発生したものの支払いや死後のことに対応できる仕組みを取ることがあります。事業やサービスを利用していない人が地域では多くいらっしゃると思いますので、処遇に関してどうするかが課題です。

香川県内全体で取り組んでいることではありませんが、高松市社協の方で見守り安心サポートの仕組みであったり、琴平町で地域生活総合支援サービスなど死後事務のことも含めたサービスの仕組みを整えたりと市町の方でも進められています。今後、身元引受についてどう考えていくのかということに対して社協の立場としても考えることができるかと思っています。

昨年の審議会の中でも秋月弁護士の質問にあったと思いますが、後見人だけで空き家の管理が可能なのかという課題をいただいたと思いますし、熊川委員からは地域の高齢者の終活が気になっている人が多いとご

	<p>意見をいただいたと思います。この審議会の中でいただいた意見をこの後の協議につながるよう三豊市や県内全体で取り組んでいかなければいけないと思います。県社協の方でも県内全体で協議できる場を設けていけたらと思います。</p> <p>身元引受の話になると住宅と身元保証の話になると思いますし、先日の新聞で高松市の市営住宅では65歳以上の人には身元保証については一切求めないというような記事がありました。その他の市町でもそのような対応が取られているところもあるかと思います。審議会と他の色々な協議をする場でも同じような地域の課題を共有できる場が生まれているように思います。日常生活自立支援事業の状況と昨年度の審議会でも出たご意見に加えて事業の中から見えてきた課題ということでご報告させていただきました。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。十河委員からのご報告を受けて、ご質問、検討事項等ありましたらお気軽によろしくお願ひいたします。</p>
秋月副会長	<p>先ほどの27ページのご報告の中で利用状況について教えていただいたのですが、「その他」とはどのような方でしょうか。</p>
十河委員	<p>この事業は手帳の所持等とは関係ない事業ですので、この分類が正しいのかどうかとは思っているのですが、実は障害や認知症でもないが、何か生活の中でお困りの状況にあるというこの分類のどこにも該当しない方がいらっしゃる。身体的な理由で金融機関に行けないケースなどやむを得ずこの事業でサポートしなければ、生活が成り立たないという方が一部利用されたり、他には聴覚障害のある方で知的に障害があるわけではないが、1人でやることに不安があり、経験の少なさから生活のしづらさがあるということでこの事業を使う方が良いかなというケースをその他に分類しています。この事業は対象者を厳しく設定せず比較的緩やかに使っていただける事業なのかと思います。</p>
秋月副会長	<p>ありがとうございます。先ほどの三豊市でもケース概要の中でもありましたが、判断能力の低下は見られないが身体状況の低下があり金銭管理に不安がある方もいらっしゃいます。契約はできそうですが、それを誰が受けるのか、今ある受け皿として日常生活自立支援事業とともに、私たち専門職も体制を整えないといけないなと思いました。</p>
十河委員	<p>そのようなケースを日常生活自立支援事業受ければよいのか、それとも身体的な理由で金融機関に行けないときにサポートできるような仕組みがきちんとあった方が良いかもしれないので、それは今後の状況を見ながら、この課題は香川県内だけではないと思いますので、可能ならもう少し広い圏域で考えていけたらいいと思います。</p>
西谷会長	<p>はい。ありがとうございました。その他いかがでしょうか。</p>
小野委員	<p>社会福祉協議会の小野と申します。先ほど十河さんの報告・説明の中で住宅のことが出てきましたが、昨日ですか、テレビ番組で住宅の管理</p>

	<p>組合の負担が増えているという報道がされていきました。死後の対応が社会的な問題として増えているそうです。大阪では、市営住宅の滞納がすごい額になっているそうです。</p> <p>なぜ、今、その話をするかと言いますと、昨年の審議会で秋月弁護士が住宅のことについて質問されたそうなので私も住宅に関することで申しますが、この審議会メンバー構成を見ると、社会福祉関係者が主なメンバーで、衣食住の住に関するメンバーがこの中にいないと思います。先ほどの報告の中にもありましたが、生前、死後を問題なく対応するためには早い段階での支援を目指していくとなると、衣食住への取組みが必要かと思えます。この審議会に住のメンバーがいないまま同じメンバーで議論を尽くすのも良いかと思えますが、市の事例にあったように中核機関と金融機関との関わりということで、「架空の定期預金の解約に頻回に来ていたケース」が支援に結び付いたということもありましたので、住宅部門の関係者にも成年後見制度に関わってもらうことで何かできることがあるのではと思いました。</p>
西谷会長	他に何かありますでしょうか。事務局の方いかがでしょうか。
熊川委員	私の施設で入所されている方の話ですが、その方は誰も住む人がいない持ち家があり、ご本人が亡くなっても親族は誰もお葬式に出てくれず、後見人が就いていたので、後見人とその方を知っているということで自治会の前民生委員と入所していた施設職員の参列で葬儀をし、後見人がその日のうちに火葬から納骨までされました。残された家がありますが、なかなか家にも入れないし、今後その家はどうなるのかと思いました。実際に入所されている方で家があり、家に帰りたと思っているけれど、長年住んでおらず、家族も全然関わりたくないというケースもあります。手紙を送ってもそのまま戻ってきたり返信がないといった家族関係の中で、家族も、「もう家はいりません。」といった感じです。その人が所有しているが住んでいない家はどうするのかという家問題はたくさんあると思います。このケースはこう解決するという事例があれば教えていただきたいと思い提言しました。
西谷会長	他にありませんか。事務局の方からいかがですか。
事務局	家に関する問題について、いろいろ課題があると承知しています。今後検討していきたいと思えます。
西谷会長	<p>それでは他に検討等ありますでしょうか。</p> <p>ありがとうございます。お時間の関係もありますのでせっかくですので本日まだご発言のいただいていない委員さんの方からご意見を頂戴したいと思います。大塚先生、お願いします。</p>
大塚委員	ありがとうございます。信頼関係の構築が重要であると思ったのが、日常生活支援事業を利用しているケースのAさんです。長男さんから強い反対があったと書かれていますが、どうしてこのような強い反対があ

	<p>ったのかと思います。我々も認知症の人と関わる時にご家族とも信頼関係がないといけないので、ご本人の他に長男とも信頼関係が必要だと思います。本人とは信頼関係ができていたのかもしれませんが、長男としては疎外感を感じていたのではないかと思います。自分は相手にされていないと感じたのか、引きこもりの方は自信がないのでどうしたらいいのだろうと、思っていたかもしれません。それから本人たちのその思いを整理してくれる人いたらいいと思います。認知症の人はうまく表わせないだろう、認知症だからと済まされていることが多いのかなと。家族への負い目を感じてご本人が上手く話せないということもあると思いますし、誰からも必要とされていないと思ったり、家族が相手にしてくれないということもあると思います。心情面のことについてなぜそうなのかということを考えてあげることが必要だと思います。</p> <p>それから、5ページにあるように3類型がなくなるとどういうことになるのかなというように思いました。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。後で細川さんから情報提供がいただけるかもしれません。</p>
原田委員	<p>実務的な話になりますが、郵便物のことでお伝えしたいことがあります。以前は、本人の依頼にて郵便局の転居届の手続きにて、後見人や親族に送ってもらっていたが、令和4年7月からは本人の居住先ではないため、できなくなりました。</p> <p>我々としては、行政やいろいろな機関に必要な書類の送付先変更の手続きをするが、どうしてもその手続きから漏れてしまうものがあります。たとえばコロナワクチン予診票、インフルエンザや肺炎球菌ワクチンの予診票・接種券等が届かないことがあります。そのあたり、もちろん良く対応していただいています、中には『どうしても届かないんです。』と言われてしまうものがありますので、何かしらの対応をしていただけたら助かります。お願いします。</p>
三瀬委員	<p>私も原田氏と同じ話になりますが、そろそろ市役所からの郵便物が届いているかなと思って取りに行ったりします。そのあたり、現在転送の対応ができないものを検討していただけたらと思います。</p> <p>それから、お金がない方への支援について申し上げます。市役所の方で何かしらの支援をお願いできないかというものです。</p> <p>私の受任ケースの話になりますが、受任時には入院先で寝たきりであった生活保護受給者のケースです。その方は居住用不動産があり、本人が住んでいたアパートの中の片づけと解約手続きの必要がある方でした。生活保護受給者のため、費用についていろいろ予算立てをして対応していたのですが、やはりお金が足りず、どうしようかと思いましたが、生活保護受給者なので福祉課と相談できるから大丈夫かと思っていたら、本人の年金収入の影響で、生活保護を打ち切られてしまい</p>

	<p>ました。アパート等の清算前に打ち切られたため、「今、本人さんが亡くなったらどうにもできないな。」と思っていたところ、病院からは、「本人の状態が悪く、虫の息です。」と連絡が入り、いよいよ「どう対応しよう。」と思い、お葬式も出せないような経済状況でしたが、その時は本人の状態が何とかもちこたえ、偶数月の15日を過ぎたので、年金が入りました。しかし、経済状況から葬儀社にも頼めず。このようなとき、他の市では低額の棺桶や諸々を市役所が用意してくれるのですが、この人は、夜中に私が棺桶の購入に走り、病院にも向かって対応し葬儀をしました。このケースを振り返ると、「もし年金支給前に死亡していたらどうしていただろうか。」と思います。このようなケースもありますので、お金のない方への支援を検討していただけたらと思います よろしくをお願いします。</p>
仁井委員	<p>普段、成年後見制度に直接関わらないので疎いのですが、一般の方からすると私よりも随分縁遠い世界だと思います。 こういう制度があることや実情を住民の方に知ってもらうことも大切ですし、地域で考えてほしいと思います、</p>
筒井委員	<p>事業者の立場でなく私も後見人受任者としての立場から申しますと、被後見人が緊急入院になった場合、後見人として呼び出されることがあります。その場合、本業をキャンセルしてそちらの対応をすることがありますので、先ほどの質問の回答で言われたようにチームで支援する体制を整えていただけると非常にありがたいと感じております。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。</p>
前田委員	<p>私、この審議会の委員に就任してから民生委員としてどんな役割があるかかといつも考えていましたが実は、突然、私生活上で舞い込んでできたことがございます。 私自身の親類の話になりますが、ある兄弟がいまして、兄が入院中で、弟は意思疎通が難しい状態だったため、弟に成年後見人をつけようという話になりました。親族の中で私が民生委員をしていることや最年長ということで申立て人となりました。しかしこの、申立ての書類量がものすごく多く、これはいったい何ページあるのかという量を四苦八苦し、なんとか作成し家裁に提出し受理されました。当方としても申立て人となった関係上、縁遠いと思っていたこのような制度の関係者となった気がいたします。今後、民生委員としてもこの経験が参考になることと思います。また、社会福祉協議会や皆さまにもアドバイスいただき進められたらと思います。これからいろいろ制度について知れると思いますのでよろしくをお願いします。</p>
小野委員	<p>私も親族後見人の経験がありますので、家庭裁判所との関わりがあったので、少し制度のことを知っていると思いますが、仁井先生も言われたように、市民の方にいかに広く制度について知ってもらうかは大事だ</p>

	<p>と思います。また、三瀬委員も言われたように、住宅問題ですね。本人財産から支払いができず、最後は、賃貸の大家さんにかぶってもらい、「あとは知らないよ。」というのはなかなか厳しい現実かと思います。実際そのようなこともあるかとは思いますが、住宅問題は私も経験したことがあります、なんとかできたらいいと思っています。なにかいい方策が市でできたらいいと思います。感想までです。</p>
秋月副会長	<p>前回の審議会でも申し上げましたが、不動産管理問題の話題は尽きません。この問題はこうしたら改善しますよという特効薬のようなものはありませんので、皆さんもその場に立ってできることを考えていただけたらと思います。</p> <p>また、今年の夏は暑く、木が伸びました。管理する空き家のお隣から「枝が伸びています。」、秋は「落ち葉がおちましたよ。」と言われます。不動産を持っている方は施設入所をすると自宅が空き家になってしまうことが多いです。「今だれも住んでいないから、いらないのでは。」と家庭裁判所の許可をとって本人の家を売ればよいという意見もあるかもしれませんが、本人の自宅の売却はなかなかしがたいところです。</p> <p>成年後見制度は本人のための制度であります。後見人のなり手、受け皿が無いようでは本人の権利擁護はできません。引き続き皆さんと情報共有しながら皆さんで考え、また、そういう場がこの審議会だと思えますので、協議できればと思います。</p>
西谷会長	<p>それでは今回、オブザーバーの皆さんにご出席いただいておりますので一言ご意見をいただきたいと思えます。松岡さんの方からよろしくお願いします。</p>
松岡首席書記官	<p>それぞれ検討されたうえで取組みが進められていることがわかりました、大変参考になりました。ありがとうございました。</p>
山磨庶務課長	<p>この話の中ででてきたように、被後見人が亡くなられてその後、本人財産を遺族に引き継ぐのですが、この間、成年後見人からあった相談なのですが、遺族に引き継ごうとしたら、遺族が相続放棄したため、財産の行き場がないのでどうしたらいいかという相談がありました。裁判所内で検討し、相続財産の清算人の申立てを検討したらいいのではとアドバイスしました。最近、独居の方とか親族がいても関わりのない人が結構多くいることは裁判所も意識していますので、いろいろ相談していただけたらと思います。よろしく申し上げます。</p>
西谷会長	<p>ありがとうございました。第二期計画では市町村と家庭裁判所との連携について文言として明記されていますので、ぜひ事例をとおして家庭裁判所の方へ相談、協議されたら良いと思えます。</p> <p>それでは、お待たせいたしました細川さん。今日はオブザーバーとして遠くから参加いただいています。一言いただけたらと思います。お願いします。</p>

改めて現場と課題の共有をさせていただく大変重要なお時間をいただきまして、ありがとうございます。成年後見制度は今、運用改善も求められており、第二期計画に基づき、成年後見制度に限らず幅広く総合的な権利擁護支援の充実に向けて取り組んでいるところです。先ほど、大塚先生のお話にもありましたように、例えば、制度をスポット的に利用するとか、類型を一元化するというのは、意思決定支援を重視した運用としなければいけないということと関連しており、併せて民法改正も議論されているところです。ただ、地域の支援が整っていないままに制度改正をしてしまうと、いざ成年後見制度の利用をやめたときにその受け皿がないということが起きたり、成年後見制度だけではその人の生活を守っていけないということが起きてしまうと困ります。そのようなことも踏まえて現在、モデル事業を進めているという状況です。

本日、皆さんのお話の中で多く出てきた話題は、「身寄りのない人への支援」かと思います。居住支援においても身元保証人がいない、死後事務をする人がいないというような問題があったり、それから、一般的に言われている「おひとりさま」というのは、高齢者の単身世帯をイメージするかと思いますが、一緒に住んでいる人がいても自分の問題で手一杯で、家族への支援ができないというケースは全国的に見受けられます。

香川県でも見守りサポートとして取り組まれている自治体はあると思いますが、今年の夏に総理も豊島区におひとりさま支援の視察をしています。例えば、本人の判断能力が低下する前にどういったサポートができるか、将来的に不安がある場合にはどうするかということや、予め意思決定サポーターと本人と一緒に話をしたり、任意後見の契約や死後事務委任契約の準備していこうということがあります。そのような取組を全国的にも進めていくことを検討しています。ただ、身元保証サポートは、お金のある方が、預託金を納めることでその後のサポートを受けられるというサービスでもあり、預託金を納めることができない人への支援をどうするかということが問題になっています。資力のない方も判断能力が不十分になったときに、もし、死後の事務処理をする人がいない場合でも、きちんと手続きが行えるような仕組みの検討をしているという状況です。これは成年後見制度利用促進室だけですべて解決できるわけではないので、先ほど市社協の嶋田さんや県社協十河さんのお話にもあったように、困窮支援や居住支援などともあわせて重層的に取り組む必要があります。

今回、審議会の今のメンバーをどうするかという話題もでていましたが、成年後見制度に関わる人だけでなく、生活全般に関わる人たちとも頭を突き合わせて考える場も必要と思われれます。今の状況を知っていただくとともに、今後もぜひみなさんの声を聴かせていただきながら、一緒に課題解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。ありがとうございます。

	ございました。
西谷会長	ありがとうございました。それでは、議事すべて終了しましたので、事務局へお返しします。

5. 閉会

行政 藤田部長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼申し上げます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、貴重な時間をいただき、また、会議におきましては、忌憚のないご意見をいただき、誠にありがとうございました。</p> <p>本市におきましても認知症の高齢者や知的・精神障害者手帳等の交付も年々増加しており、すべての市民が自らの意思を適切に反映し、安心した生活を送るために、成年後見制度の必要性はますます高まっております。市では香川県社会福祉協議会や専門職団体のバックアップを受け、三豊市社会福祉協議会と一体で申立支援や市民後見人の養成などに取り組んでいるところであります。今後は養成された市民後見人が活躍できるよう関係団体の方々と連携を密にし、支援体制の構築をさらに強化してまいります。</p> <p>また、担当からも説明いたしましたが、国では現在の第二期計画を踏まえて総合的な制度の充実や運用体制などの対応を進めることとしており、計画期間内には専門家による様々な会議や制度改正も予定されていると聞いております。本市におきましても今後の国の制度改正の動向にも注視しつつ、市民の成年後見制度に関する理解を促進するとともに、権利擁護のための支援体制の強化を図っていくことが必要であると考えております。</p> <p>今後も委員の皆様方からのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は有難うございました。</p>
事務局 司会	<p>以上をもちまして、令和5年度 三豊市成年後見制度利用促進審議会を閉会いたします。長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。</p>